

# 那 霸 市 公 報

第 1 6 5 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 那覇市ハイサイ市民課窓口業務においての証明書及び許可証交付に伴う手数料の  
収納事務委託について (ハイサイ市民課) ..... 906
- 平成 27 年 (2015 年) 8 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) ..... 907
- 土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定について (環境保全課)  
..... 907

### ◇ 公 告 ◇

- 住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) ..... 909
- 那覇市総合福祉センターの指定管理者募集について (福祉政策課) ..... 909

### ◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について ..... 912

### ◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 選挙人名簿の縦覧場所について ..... 913
- 在外選挙人名簿の縦覧場所について ..... 914

---

---

**告 示**

---

---

那覇市告示第 228 号  
平成 27 年 8 月 4 日  
掲 示 済

那覇市ハイサイ市民課窓口業務においての証明書及び許可証交付に伴う手数料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 委託事務の名称

那覇市ハイサイ市民課窓口業務委託

2 受託者名称及び所在地

那覇市ハイサイ市民課窓口業務運営連合体

代表者 那覇市おもろまち 4 丁目 19 番 30 号

新都心 DL ビル 4 F

株式会社 PB コミュニケーションズ

支社長 宇佐美 幸恵

構成員 那覇市久茂地 3 丁目 1 番 1 号

日本生命那覇ビル

株式会社 沖縄コングレ

代表取締役 武内 紀子

3 委託期間

平成 27 年 9 月 1 日 ～ 平成 30 年 10 月 31 日

那覇市告示第 229 号  
平成 27 年 8 月 4 日  
掲 示 済

平成 27 年 (2015 年) 8 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 27 年 (2015 年) 8 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 27 年 8 月 13 日 (木)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名 副議長選挙

那覇市告示第 239 号  
平成 27 年 8 月 17 日

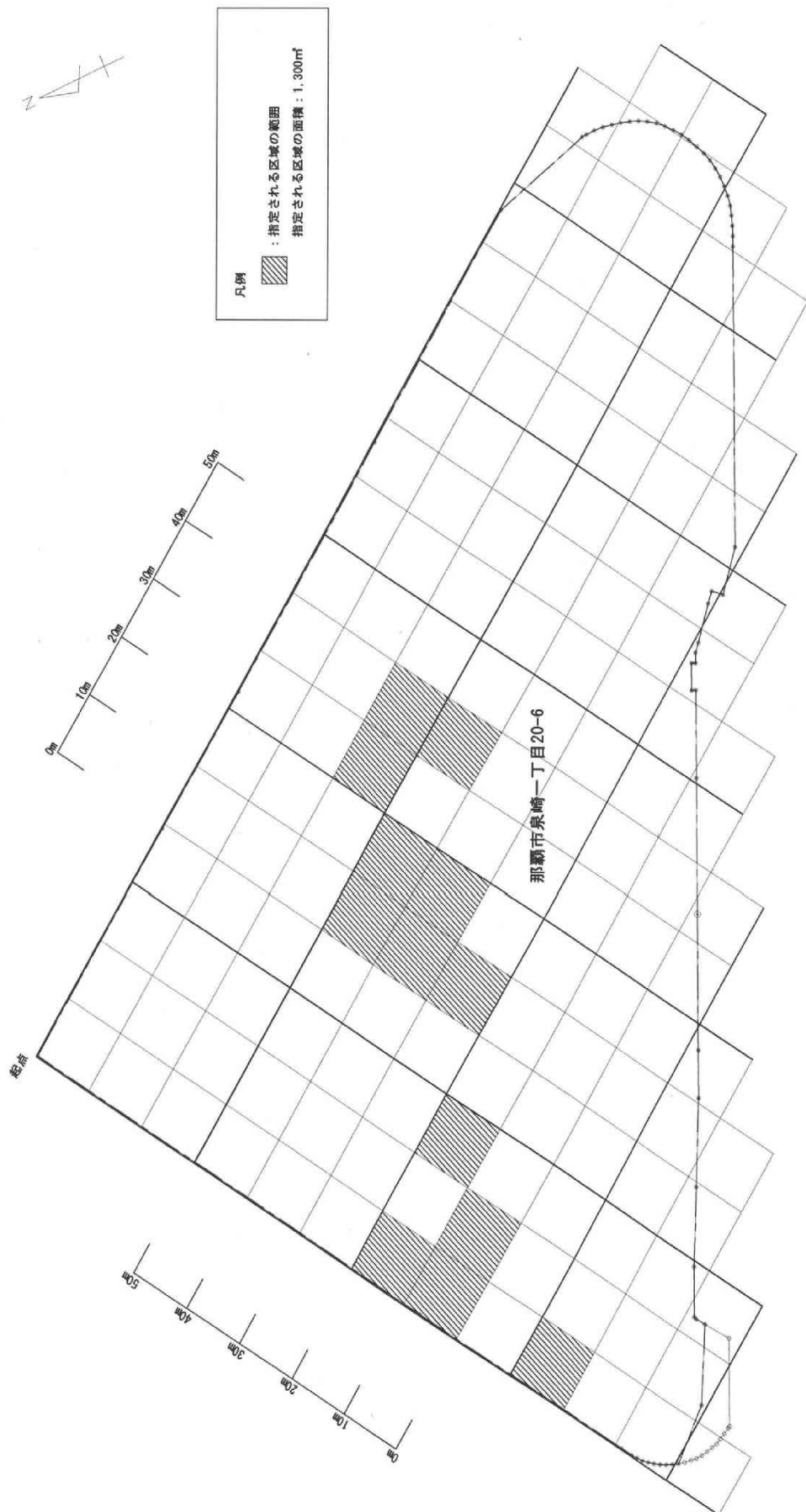
土壤汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定について

土壤汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) 第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 形質変更時要届出区域 別図のとおり (那覇市泉崎一丁目 20 番 6 地内)
- 2 土壤汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号) 第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

# 別図



---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 215 号  
平成 27 年 8 月 4 日  
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

---

那覇市公告第 225 号  
平成 27 年 8 月 10 日  
掲 示 済

那覇市総合福祉センターの指定管理者募集について

平成 28 年 4 月 1 日からの那覇市総合福祉センターの指定管理を行う法人その他団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び所在地

(1) 名称 那覇市総合福祉センター

(2) 位置 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4 (那覇市保健センター隣)

## 2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市総合福祉センター条例第3条(第2項を除く)に定めるもののほか、那覇市総合福祉センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおり。

## 3 指定の予定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで(3年間)

## 4 応募資格

(1) 那覇市総合福祉センター条例第3条(第2項を除く)に規定する事業(類似する事業を含む)について、沖縄県内において、実績を有すること。

※類似事業とは児童福祉法に定める事業のほか、地域等で行っている児童育成等の事業も含まれます。

(2) 那覇市内に主たる事務所を有する法人又はその他の団体であること。

※法人格は必要ありませんが、個人での応募は出来ません。共同企業体等での応募も可能です。

(3) 市税の滞納が無いこと。

(4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(5) 会社更生法及び民事再生法等による手続をしていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 本指定管理に関する指定管理者選定委員会委員が応募しようとする団体の経営又は運営に関与していないこと。

(8) 共同企業体で応募する場合は、構成するすべての団体が上記の(2)から(7)の条件を満たしていること。応募の際に(共同企業体協定書)を提出すること。「共同企業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。

## 5 指定申請の方法

申請を希望する団体は、下表のとおり応募申請書類を提出してください。

指定管理応募申請書類一覧

	書類名	備考	指定 様式	部数
1	那覇市総合福祉センター指定管理者指定申請書		様式 1	1 部
2	定款又は寄付行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)			9 部
3	法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書			正本 1 部 写し 8 部
4	役員の名簿及び履歴書			9 部
5	組織概要書		様式 2	9 部

6	主要事業実績		様式 3	9 部
7	団体の事業計画書	平成27年度		9 部
8	団体の収支予算書	平成27年度		9 部
9	団体の期末の財産目録及び収支決算書	平成26年度		2 部
10	指定管理「本業務」に係る事業計画書	次の施設ごと ・ 総合福祉センター ・ 金城児童館 ・ 金城老人憩の家	様式 4	9 部
11	指定管理「本業務」に係る収支予算書	次の施設ごとに平成28年度から平成30年度の各年度ごと ・ 総合福祉センター ・ 金城児童館 ・ 金城老人憩の家	様式 5	9 部
12	自主事業に関する事業計画書	平成28年度から30年度 3 年分		9 部
13	自主事業に関する収支計算書	平成28年度から30年度 3 年分		9 部
14	納税証明書	①法人の場合 直近 3 カ年の市税の納税証明書。 設立 1 年未満の場合は、代表者の直近 3 カ年の納税証明書。 ②その他の団体の場合は、代表者の直近 3 カ年の市税の納税証明書。		1 部

## 6 募集要項配布期間

平成27年 8 月 7 日～10 月 7 日まで

## 7 質問書受付及び回答期間

①受付 平成27年 8 月 19 日～平成27年 8 月 25 日まで

②回答 平成 27 年 9 月 1 日に福祉政策課ホームページにて公開します。

## 8 公募説明会

平成 27 年 8 月 18 日 午前 10 時

場所 那覇市総合福祉センター

説明会へ参加出来なかった場合も、応募は可能です。

その後も施設見学は受け付けます。

## 9 申請書類の受付

平成27年 9 月 2 日～平成27年10 月 7 日まで

(土・日・祝日及び平日の正午から午後 1 時を除く)

## 10 選定の方法

### (1) 資格審査

指定申請書等の提出後、応募資格要件を満たしているかどうかを福祉政策課にて書類審査を行います。

### (2) 選定

(1)の審査後、指定管理者予定候補者の選定を公平かつ適正に行うため、指定管理者選定委員会において、書類審査とプレゼンテーションによる審査を行います。

### (3) 選定基準

選定委員会は次の基準を基本に公平かつ公正に審査し、選定します。

- ① 総合福祉センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できるものであること。
- ② 事業計画書の内容が総合福祉センターの効用を最大限に発揮されるものであるとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

## 11 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 2 階

福祉部 福祉政策課 (田島)

電話：098-862-9002(直通)

F A X：098-862-0383

## 上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 10 号

平成 27 年 8 月 4 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 翁 長 聡



## 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
438	サン・エイト設備	うるま市石川山城 28 番地	山城 繁治	平成 27 年 7 月 24 日

**選挙管理委員会告示**

那覇市選挙管理委員会告示第 5 号

平成 27 年 8 月 17 日

## 選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 27 年 9 月 3 日から同年 9 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 唐 眞 弘 安縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階  
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 6 号  
平 成 2 7 年 8 月 1 7 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 2 項の規定により、平成 27 年 9 月 3 日から同年 9 月 7 日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階  
那覇市選挙管理委員会事務局